

藤枝市都市計画税条例の一部を改正する条例

藤枝市都市計画税条例(昭和31年藤枝市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、第 2 3 項、第 2 4 項」を「、第 2 2 項から第 2 4 項まで」に、「又は第 3 0 項から第 3 3 項まで」を「から第 3 1 項まで、第 3 3 項又は第 3 4 項」に改める。

附則第 1 2 項を附則第 1 3 項とする。

附則第 1 1 項中「若しくは第 4 2 項」を「、第 4 2 項若しくは第 4 5 項」に、「第 3 0 項から第 3 3 項まで」を「第 3 4 項」に改め、同項を附則第 1 2 項とする。

附則第 1 0 項中「附則第 2 項及び第 4 項」を「附則第 3 項及び第 5 項」に、「附則第 2 項及び第 5 項」を「附則第 3 項及び第 6 項」に、「附則第 3 項、第 5 項及び第 6 項」を「附則第 4 項、第 6 項及び第 7 項」に、「附則第 5 項から第 7 項まで」を「附則第 6 項から第 8 項まで」に、「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に、「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 1 1 項とする。

附則第 9 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 1 0 項とし、附則第 8 項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「第 2 0 項」を「第 1 9 項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項中「附則第 2 項」を「附則第 3 項」に、「第 2 0 項」を「第 1 9 項」に改め、同項を附則第 7 項とする。

附則第 5 項中「附則第 2 項」を「附則第 3 項」に、「第 2 0 項」を「第 1 9 項」に改め、同項を附則第 6 項とする。

附則第 4 項中「附則第 2 項」を「附則第 3 項」に、「第 2 0 項」を「第 1 9 項」に改め、同項を附則第 5 項とする。

附則第 3 項中「第 2 0 項」を「第 1 9 項」に改め、同項を附則第 4 項とする。

附則第 2 項中「第 2 0 項」を「第 1 9 項」に改め、同項を附則第 3 項とし、附則第 1 項の次に次の 1 項を加える。

(法附則第 1 5 条第 4 2 項の条例で定める割合)

2 法附則第 1 5 条第 4 2 項に規定する条例で定める割合は、5 分の 4 とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の藤枝市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第2項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。